

女性職員の活躍の推進に関する
綾町特定事業主行動計画

令和 7 年 3 月

綾 町 長

綾町議会議長

綾町教育委員会

綾町農業委員会

目的

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、また、子育て中の職員だけでなく全職員が自分のライフステージに合わせて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた職場環境づくりを目指すため、本行動計画を次の任命権者が連名で策定し、公表することとする。

なお、綾町議会議長、綾町教育委員会、綾町農業委員会を任命権者とする特定事業主については、対象職員が少数であること、また町長部局と一体的に人事管理を行っていることから、共同で特定事業主行動計画を策定しています。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

2 計画の推進体制

- （1）次世代育成支援対策の効果的な推進及び女性の活躍推進を図るため、事務局を総務課内に置く。
- （2）事務局は、次世代育成支援対策及び女性の活躍推進対策に関し、管理職や職員に対する研修、講習及び情報提供等を行う。
- （3）事務局は、仕事と子育ての両立についての相談・情報提供等を行う。
- （4）事務局は、啓発資料の作成・配布及び研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- （5）本計画の実施状況については、年度ごとに事務局において把握した結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を行う。
- （6）職員の仕事と子育ての両立を目指し、各所属において、着実な取り組みが実施されるよう管理職員が本計画を積極的に推進するものとする。

3 女性職員の活躍の促進に向けた数値目標

女性活躍推進法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、綾町議会事務局、綾町教育委員会、綾町農業委員会それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

内閣府令第 2 条に基づき、まず把握する項目は以下の 7 項目です。

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）
- ③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

(1) 把握する項目の状況

1. 女性職員の採用割合（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	全体	女性	男性
採用人数	7 人	4 人	3 人
採用割合	100.0%	57.1%	42.9%

※ 採用割合（小数点以下第 2 位を四捨五入）

2. 継続勤務年数（男女の差異）（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	全体	女性	男性	差（男－女）
職員数差（男－女）	100 人	39 人	61 人	22 人
年数差（男－女）	17.5 年	16.1 年	18.4 年	2.3 年

※ 継続勤務年数は単純に職員数（再任用職員を除く。）で除したものです。（小数点以下第 2 位を切り捨て）

3. 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（令和 5 年度）

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
一人当たり 超過勤務時間	17.6 時間	9.9 時間	7.0 時間	15.6 時間	11.6 時間	11.2 時間

区分	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
一人当たり 超過勤務時間	12.5 時間	15.7 時間	9.5 時間	12.3 時間	14.6 時間	15.2 時間

※ 一人当たり超過勤務時間は職員数 101 名（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で除したものです。（小数点以下第 2 位を四捨五入）

4. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	全体	女性	男性
対象人数	12 人	0 人	12 人
割合	100.0%	0.0%	100.0%

※ 割合（小数点以下第 2 位を四捨五入）

5. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	全体		女性		男性	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
課長級	12 人	100.0%	0 人	0.0%	12 人	100.0%
主幹級	10 人	100.0%	2 人	20.0%	8 人	80.0%
係長級	23 人	100.0%	11 人	47.8%	12 人	52.2%

※ 各区分の割合（小数点以下第 2 位を四捨五入）

6. 男女別の育児休業取得率（令和 5 年度）

区分	女性	男性
対象人数	1 人	2 人
取得人数	1 人	2 人
取得率	100.0%	100.0%
平均取得期間	676 日	127.5 日

※ 平均取得期間（小数点以下第 2 位を四捨五入）

7. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための
休暇取得率及び平均取得日数（令和 5 年度）

区分	男性
対象人数	2 人
取得人数	2 人
取得率	100.0%
平均取得期間	6 日

※ 平均取得期間（小数点以下第 2 位を四捨五入）

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、綾町議会事務局、綾町教育委員会、綾町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(2) 目標設定 当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

1. 女性登用関係

令和 11 年度までに、管理的地位にある職員に女性職員を 2 人以上登用する。

2. 長時間勤務関係

① 令和 11 年度までに、職員の超過勤務時間の総時間数を、令和 5 年度実績 (9,492 時間) から 10%引き下げ、8,543 時間以下（一人当たり月 11.5 時間以下）にする。

② 令和 11 年度までに、職員の年次有給休暇の取得日数を、令和 5 年実績（年

15.2 日) から 5%引き上げ、年 16 日以上にする。

3. 男性の育児参加関係

- ① 令和 11 年度までに、制度利用が可能な男性職員の配偶者出産休暇等の取得を 100%を維持する。
- ② 令和 11 年度までに、制度利用が可能な男性職員の育児休業の取得を 100%を維持する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。なお、この取組は、町長部局、綾町議会事務局、綾町教育委員会、綾町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 取組及び実施時期

1. 女性登用関係

- ① 令和 7 年度より、女性職員を対象とする研修や外部研修（市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- ② 令和 7 年度より、係長・主幹・課長の各役職段階における人材の確保を念頭においた人材育成を行う。

2. 長時間勤務関係

- ① 令和 7 年度より、効率的な事務処理の仕組みを確立して、総実労働時間の短縮を図る。
- ② 令和 7 年度より、マンスリー休暇やノー残業デーの周知に努め、職員の健康保持及びワークライフバランスの安定並びに日常業務における公務能率の向上を図る。

3. 男性の育児参加関係

- ① 令和 7 年度より、制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働き掛ける。